

## ○豊前市人権のまちづくり推進及び人権擁護に関する条例

(平成14年12月25日)  
(条例第42号)

豊前市人権擁護に関する条例(平成8年条例第6号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法の基本原理である基本的人権の尊重及び人間の尊厳を確立するとともに、人権尊重のまちづくりのためのあらゆる施策(以下「人権施策」という。)を推進し、及び人権侵害による被害に対し迅速かつ適正な救済を講ずることによって、すべての人の基本的人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 市は、基本的人権の確立を通して、個人を大切にし、個性を尊ぶ精神の醸成を図るとともに、互いのちがいを認め合い、平和に生きるための共生社会の実現をめざすものとする。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念に基づき、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って総合的に人権施策に取り組むとともに、国、他の地方公共団体、事業所又は団体等と連携し、人権意識の高揚に資する施策を積極的に推進しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、人権意識の高揚を図り、相互に基本的人権を尊重するとともに、市が実施する人権施策に積極的に協力し、自ら人権侵害を行わないよう、自己啓発に努めるものとする。

(基本方針の策定)

第5条 市長は、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念に関する事項

- (2) 差別解消に向けた施策の推進に関する事項
- (3) 人権意識の高揚に資する教育・啓発の推進に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項  
（人権施策の推進）

第6条 市長は、前条の基本方針に基づき、人権尊重に対する理念を深め、これを体得することができるよう、人権施策を推進しなければならない。

（人権相談及び救済）

第7条 市長は、人権に関する相談体制の充実を図るとともに、国等の機関と連携し、迅速かつ適正な救済制度の確立に努めるものとする。

（人権のまちづくり推進審議会）

第8条 市長は、人権意識の高揚を図り、人権施策の総合的かつ効果的な推進について審議するため、豊前市人権のまちづくり推進審議会を設置する。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。